令和８年１０月１日現在

農地の権利移動・転用関係添付書類一覧（押印廃止）

３・４・５条申請の「不動産登記法 14 条地図（字図）」は法務局発行の証明書

【３条申請】（権利移動の制限）

１　**「申請書」**……**１部**

２　申請に係る土地の地番を表示する図面**「不動産登記法第 14 条地図等（通称：字図）」**

（※ 多久市外在住の譲渡人・譲受人に関しては住民票が必要）

【４条】（転用の制限）、【５条】（転用のための権利移動の制限）・・・申請書以外は一部写しで可

１　**「申請書」**……**２部**

２　申請に係る土地の地番を表示する図面**「不動産登記法第 14 条地図等（通称：字図）」**

……①申請地を示す。②申請地以外の土地まで利用が及ぶ場合は事業予定区域を赤線で囲む。

（③隣接地の地目及び所有者名を記入する）

３　**「管内図」**……市広域図に申請地を示す

４　**「位置図」**……①市広域図に申請地を示す。②住宅地図等で申請地を示す。③方位を示す。

５　**「土地利用計画図」**……雨水・生活排水の放流先を矢印で示す

①縮尺、方位を記入、②申請地周辺の農地等の状況

③道路、水路の位置を記入。排水経路は公有水面までの経路

……その間に民有地があれば**「排水承諾書」**

④申請書に記載している施設の面積を記入

■「資材置場の場合」…資材の配置、種類、数量、各置場の寸法・面積

■「駐車場の場合」…区画割（各置場の寸法・面積）

６　**「建築物等の平面図」**……建築面積等を明らかにする。

７　**「建築物の立面図」**

８　**「申請地の断面図」**（造成する場合）・・・50 ㎝以上の盛土、切土

９　**「実測図等」**（一筆の土地の一部につき分筆せず転用する場合）

10　**「資金証明書」**……①通帳の写し可、②金融機関の残高証明書：証明日は申請月まで、②人から借り入れる場合は貸与証明書とともに貸付人の資金証明書＜原本に限る＞

③住宅金融支援機構等から融資を受ける場合は銀行の受付印がある申請書の写しと融資手続の案内を知らせるはがき

④有価証券の場合は、直近の評価額を採用

11　**「同意書」**……転用地の隣接地が農地の場合は隣接所有者の同意印

区長及び生産組合長の同意印

12 **「土地改良区の意見書」**（土地改良事業後の受益地内にある場合）

……パイプライン等が埋設されていれば、必要な措置について記載

13 **「水利権者の同意書」**（取水又は排水について水利業者の同意を必要とする場合）

14 **「事業費がわかる書面（見積書等）」**……整地費及び建設費等（消費税を含む金額を記載）

（発行日は申請日から 3 ヶ月以内）

15 **「選定理由書」**（２種農地及び１種農地の例外規定の該当事項にあたる場合）

① 候補地の所在地番、②地目（農地以外）、③面積、④選定結果、⑤地図

16 **「事業計画書（資材置場及び駐車場）」**……各資材置場及び駐車場ごとの利用状況を記載（別途様式）

17 **「宅地宅建取引業免許証の写し」**（建売分譲住宅、宅地分譲の場合）

18 **「他法令許認可申請書の写し」……**申請書の写しは受付印のあるもの

19 **「委任状」**……①委任に基づく代理申請…代理権があるのは「行政書士のみ」

20 **「建売分譲住宅工事進捗状況」**（建売分譲住宅等の場合）

……過去 3 年間の市内に農地転用許可を受けた工事の進捗状況＜未完了の事案については、3 年以上経過であっても記載の対象）

21 **「通行承諾書」**（申請地へ行くため他人の土地を利用する場合）

22 **「仮換地指定通知書」**（土地区画整理事業施行区域内において仮換地時点で転用する場合）

23 **「予約者名簿」**（貸駐車場の場合で、駐車場台数の概ね 7 割以上）

24 **「賃貸借契約書（写）」**（貸資材置場及び貸駐車場等の場合）

25 申請者が法人の場合、以下のいずれか一つ

「法人の登記事項証明書」（申請者が法人の場合）……原本、発行日は申請から 3 か月以内

「法人の定款」（申請者が法人の場合）……原本証明が必ず必要（日付、代表者の氏名、押印）

26 転用計画されている場合は、**教育委員会文化財発掘事務所**（☎７５−６７０１）に連絡し、申請書に受付印があるものの写し※埋蔵文化財包蔵地内の場合は、試掘・協議の結果が必要

（遺跡エリアの有無にかかわらず、事前試掘等が必要な場合があるので必ず連絡）

27 **佐賀西部土地改良事業（筑水事業）の受益地**内の転用には転用決裁金が必要……転用決裁金 1 ㎡当たり 44 円が必要

※違反転用の場合は追認のため始末書が必要です。

①無断転用年月日（時期）、②無断転用の内容

③無断転用に至った理由、④今後農地法を遵守することを記載（別途任意様式）

※押印廃止はあくまでも申請者に係る部分であり、同意書や見積書など第三者が証明するものには、今までどおり押印をお願いします。

●問い合わせ先

多久市農業委員会事務局（電話７５－４８３１）